

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第10号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年8月河合村規則第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「育児休業をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。